

弘前市公営企業会計システム導入仕様書

1 システムの目的

弘前市上下水道事業では、平成30年度より現行の公営企業会計システムを導入し、上下水道事業の財務事務全般に使用しているが、さらなる事務の効率化を図るため公営企業会計システムを更新するもの。

2 業務内容

(1) システムの調達範囲

下記の業務をシステムの調達範囲とする。なお、各業務の機能は「システム機能チェックシート（様式2号）」に記載する内容を要求する。

- ① 予算編成
- ② 執行管理（予算管理、歳入・歳出管理、資金管理等）
- ③ 債権者管理
- ④ 日次・月次処理
- ⑤ 決算処理（消費税計算、決算書類の作成等）
- ⑥ 決算統計
- ⑦ 企業債管理
- ⑧ 固定資産管理
- ⑨ 貯蔵品管理
- ⑩ 工事管理

(2) システム利用環境の構築（機器の調達、設置を含む）及び設定

(3) 現行システムからのデータ移行（データ抽出作業を除く）及びデータセットアップ

(4) プログラムテスト及び動作検証

(5) システム保守及び管理

(6) 職員向け操作研修の実施

(7) 操作運用マニュアル（業務担当者用、システム管理担当者用）の作成

(8) システム運用期間終了後におけるシステムから次期システムへのデータ移行（データ抽出作業に限る）

3 基本方針

システム更新にあたっての基本方針は次のとおりとする。

- (1) 信頼性の高いパッケージシステムを活用し、安定稼働を最優先課題として、システム構築を行うこと。また、災害やデータベースサーバ障害及びその他の障害が発生した場合もデータが滅失することなく業務を継続でき、早期に復旧できること。

- (2) データセンターとの接続に別途専用線を敷設する必要がある場合は、それに要する作業経費や回線費用についても業務内容に含めること。
- (3) 本市のインターネット接続系ネットワークに属するクライアントで動作するシステムであること。従って、LGWAN上で動作するものではないこと。
- (4) 操作性や画面の視認性、文言表現等、エンドユーザに配慮したシステムであり、事務の正確性の向上及び職員の事務負荷の軽減に寄与するシステムであること。
- (5) データ保持も含め稼働後5年間の利用ができるシステムであること。
- (6) システム導入後の法改正、機能強化等に対応可能なシステムであること。
- (7) 本業務はパッケージシステムの導入を基本とするが、個別機能の観点から必要なものについて、カスタマイズを以下の工程で実施できること。
 - ① カスタマイズ要件のヒアリング
 - ② 受託者によるカスタマイズ要件書の作成
 - ③ カスタマイズ内容の協議及び確定
 - ④ 受託者によるカスタマイズプログラムの製造及びテスト
 - ⑤ カスタマイズプログラムの納品
- (8) 新システムの稼働時期については「4 業務実施期間」のとおりとし、稼働開始までにシステム構築、動作検証、操作研修等の全てを完了し、稼働開始にあたり万全の体制をとれるよう業務実施スケジュールを立てること。
- (9) システムの運用期間が満了し、本市が別の業者と契約することとした場合、本市が指定するエクセルデータ及びCSV形式にて、全てのデータを引き継ぎできること。

4 業務実施期間

(1) システム導入業務

契約締結日の翌日から令和9年8月31日までとする。

(2) システム稼働及び保守・運用業務

令和9年9月1日からの5年間とするが、契約期間終了後の再契約にも対応できるものとする。

5 システム要件

(1) 基本要件

- ① クラウド環境による導入とし、導入形態は、サービス提供型（SaaS）であること。
- ② 人口15万人以上の地方公共団体等において企業会計システムの導入実績があること。
- ③ クライアントにプログラムを組み込む必要がなく、WEBブラウザ及びPDF閲覧ソフトウェアがインストールされていれば利用可能なWEB型のシステムであること。

④ 本市における以下のクライアント環境で稼働するシステムであること。

ア クライアント OS

Windows11 以降

イ ブラウザ

Microsoft Edge

ウ オフィスソフト

Microsoft Office 2024 以降

Just office 6 以降

エ ウイルス対策ソフト

Sophos Intercet X

TrendMicro Apex One

オ PDF 閲覧ソフト

Adobe Reader DC 以降

⑤ ハードディスク障害時のデータ消失対策として、サーバ上のデータベースファイルは冗長化し、障害が発生した場合でも業務を継続できること。

⑥ システムデータについて、自動バックアップが可能であること。また、他の国内のデータセンターにもバックアップが可能な体制であること。

(2) 性能要件

① 既存パソコンに新規のユーザー アカウント作成や、ドメイン参加等の設定が不要なシステムであること。

② システム稼働中でも、他のアプリケーションの作業ができること。

③ 利用者数、クライアント数は以下のとおりとし、運用において安定的かつ迅速に処理できる性能を有していること。

ア 利用職員（アカウント）数

約 110 名（再任用職員、会計年度任用職員含む）

イ クライアント数

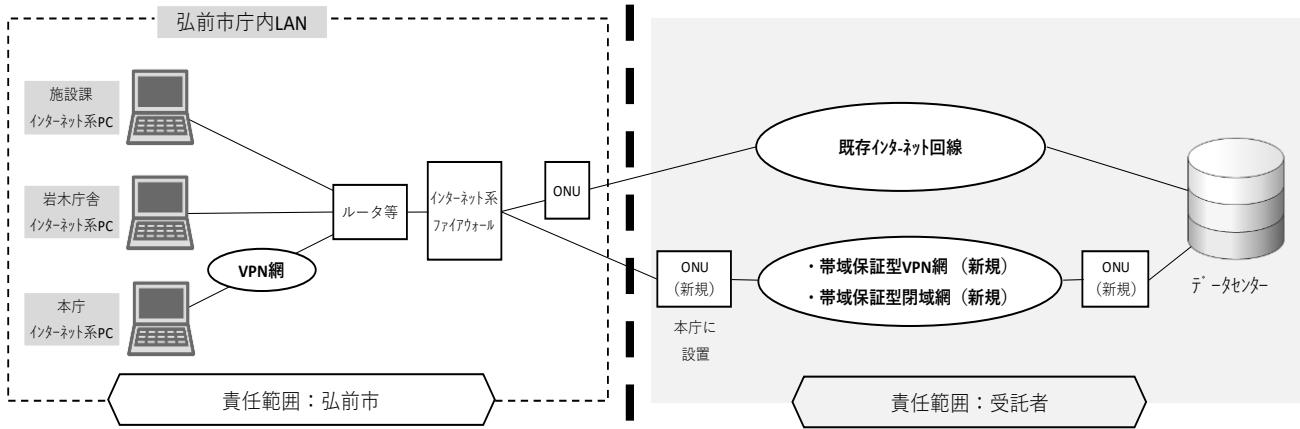
約 50 台

④ オンライン処理の各業務に係るレスポンスは、照会処理、更新処理含め 2 ~ 5 秒程度を確保すること。

(3) ネットワーク要件

① 本市のインターネット接続系に属するクライアントで動作すること。

② 本市のネットワーク構成（下図のとおり）において安定稼働できること。



※ 既設のネットワーク機器への LANケーブル接続作業は本市が、調達した機器への LANケーブル接続作業は受託者が行うこととする。

- ③ 回線のネットワーク負荷は最小限となるように努めること。
- ④ データセンターと本市を接続する回線については、次のいずれかとし、それぞれに記載する要件を満たすものであること。

ア インターネット回線

既存の本市のインターネット回線を使用するものとし、通信に当たってはSSLによる通信の暗号化やVPNによる通信の秘匿化等、セキュリティ対策を十分に行うこと。

イ VPN網又は閉域網

帯域保証型の回線とし、VPN網又は閉域網を利用し、通信を秘匿化すること。また、VPN網又は閉域網の回線グループは本市の既存の回線グループとは別のものとし、グループへの拠点追加契約は受託者が行うこと。

- ⑤ インターネット回線によりデータセンターと接続を行う場合は、通常のインターネット通信で使用されるプロトコル (HTTP(ポート番号: 80 又は 8080)、HTTPS(ポート番号: 443)等) を使用すること。

(4) データセンター要件

システムを運用するデータセンターについては、次の事項を遵守すること。

- ① 立地
 - ア 日本国に設置されていること。
 - イ 近隣に活断層がなく、地震による被害の少ない地域であること。
 - ウ 津波や豪雨等による出水の危険性を指摘されていない地域であること。
 - エ データセンターの半径 100 メートル内に、消防法による指定数量以上の危険物製造設備、火薬製造設備、高圧ガス設備が無いこと。
- ② 設備環境
 - ア 基礎免震構造であること。

- イ 建築基準法に規定する耐火建築物であること。
- ウ 建築基準法及び消防法に適合した火災報知システムが設置されていること。
- エ 発熱や静電気等による機器の故障を防ぐため、空調設備により温度及び湿度を適切に保つこと。

③ 電源停電対策

- ア 無停電電源装置（U P S）や定電圧定周波数装置（C V C F）、自家発電設備を設置しており、災害時でも稼働停止しない対策を講じていること。
- イ 発電設備使用中も燃料補給にて継続運転を可能とし、無停止であること。
- ウ 複数系統の給電経路又は方式により電源の引き込みがなされており、電源の冗長化が図られていること。

④ セキュリティ対策

- ア 有人監視又はそれに代わるシステム等により常時運用監視すること。
- イ サーバ室への入退室の管理・記録を厳正に行うこと。また、出入口やサーバラックの鍵は特定の者が保管場所を定める等、管理を行うこと。
- ウ 記憶媒体等の持込制限等により、不正なデータ持出し等の防止対策を実施すること。
- エ システムで保有する情報の漏洩やサイバー攻撃等への技術的な対策を講じること。

(5) データ移行要件

① データ移行の範囲

以下の内容をデータ移行の範囲とする。

分類 1	分類 2	件数
予算編成	前年度算出基礎	
執行管理	予算科目	
執行管理	勘定科目	
執行管理	仕訳	
債権者管理	債権者情報、金融機関情報	約16,000件
日次・月次処理	期首残高情報	
日次・月次処理	合計残高試算表	過去5か年分
企業債管理	企業債台帳	約900件
固定資産管理	固定資産台帳	約16,000件
固定資産管理	償却・除却履歴	
貯蔵品管理	入庫・出庫情報	約1,200件

※件数は水道事業及び下水道事業の合算値である。

② 現システムからのデータの抽出は移行元ベンダが行う。なお、データ抽出業務は本市にお

いて別途移行元ベンダと契約する。

- ③ 抽出されたデータ、関連ファイル及びコード仕様等を基に新システムへのデータ移行を行うこと。なお、必要に応じて提供されたデータ等の編集、変換作業を行うこと。
- ④ データ移行作業は、移行元ベンダ等関係者が協議・了解したスケジュール・手順をもとに本システムに対応した形式でCD等電子媒体を使用し、テストを十分繰り返し検証すること。

(6) システム稼働及び保守・運用要件

① パッケージ保守

パッケージの機能強化や、国の法改正等に伴う改修について、保守費用の範囲内で対応を行うこと。ただし、システムの改修により別途費用が発生する場合は、本市と協議を行うこと。

② ソフトウェア保守

OSやミドルウェア、データベースソフトウェア等、システムの稼働に必要なソフトウェアについては、当該ソフトウェアの供給元との間で必要な契約を締結し、技術支援の窓口となり必要な保守等を行うこと。また、バージョンアップ作業のほか、不具合やセキュリティ脆弱性への対応作業を行う場合には、これらのシステムの稼働への影響を調査し、本市と対応を協議の上、必要な範囲で作業を行うこと。

③ 障害対応

システム障害の発生を確認した場合は、障害発生原因に関わらず一時的な対応窓口となり、原因の切り分けを行ったうえで各対応窓口へ連絡すること。

また、障害発生原因がパッケージである場合は、影響範囲の調査及び応急処置対応を行い、原因及び解決策が判明し次第、本市に報告の上、抜本的な対応を行うこと。

④ 実績報告

保守及び運用支援に係る業務実績について、月次で報告を行うこと。

⑤ 運用期間終了時の措置

ア 受託者は、システムの運用期間終了後、システムに保存されたデータについて、復元不可能な状態に消去し、データ消去証明書を発行すること。

イ 受託者は、システムの運用期間終了後、本市と協議のうえ次期システムに引き継ぐデータの抽出を行い、本市及び次期システムを導入するベンダへ提供すること。なお、運用期間終了時に保有する全件分のデータを提供するものとし、提供に係る費用については当該業務に含めること。

6 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た情報等について他に漏らしてはならない。契約の解除

及び契約期間満了後においても同様とする。

(3) 本仕様書に定めのない事項及びその内容の解釈に疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議のうえ、本市の指示に従い本業務を遂行するものとする。